

2021年04月01日

医科外来等感染症対策実施加算につきまして

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当院では感染症対策を講じたうえで診療を行っております。

健康保険法の診療報酬算定に基づき令和3年4月より、
・ **医科外来等感染症対策実施加算(5点)**

6歳未満の患者様につきましては令和2年12月から引き続き、

・ **乳幼児感染予防策加算(100点)**

初診、再診すべての患者様に算定させていただきます。当院の感染症対策につきましては、ホームページまたは院内掲示物にてご確認いただけます。皆様が安心して通院いただけるクリニックとして感染対策を徹底して参りますので、何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。

小室整形外科医院リハビリリウマチクリニック
院長



医療法人社団 小室整形外科医院

小室整形外科医院

リハビリ リウマチクリニック